

南魚沼市立六日町中学校 いじめ防止基本方針

南魚沼市立六日町中学校

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号，平成25年6月28日公布，平成25年9月28日施行，以下「法」という）第13条の規定に基づき，「南魚沼市立六日町中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）」を策定する。

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは，法第2条で「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

②いじめ類似行為の定義と防止（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項）

「いじめ類似行為」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

③いじめ防止対策に関する基本理念

いじめは，いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり，生徒の尊厳を損なう，決して許されない行為である。教職員は，いじめがどの子どもにも，どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに，いじめの早期発見に努め，いじめを認知した場合は深刻化させないよう，迅速かつ適切に対処することが重要である。

また，生徒には，いじめを行わないことのみならず，いじめを認識しながら助長したり，傍観したりすることがないように，すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。加えて，いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し，学校，家庭，地域，関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組まなければならない。

④いじめの禁止

児童等は，いじめを行ってはならない。（法第4条）

(2) いじめ防止のための取組

生徒をいじめに向かわせることなく，よりよい人間関係を構築できるよう，社会性を育み，いじめを生まない土壌をつくるため，次のような視点からいじめ防止に努めるものとする。

- ①学校の教育活動全体を通じ，全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し，生徒の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。
- ②全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう，生徒の「居場所づくり」を進めるとともに，生徒同士の「絆づくり」を通して，自己有用感や充実感を感じられるようにすること。
- ③生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し，その要因についての改善を図るとともに，生徒がいじめに向かわないように，ストレスに適切に対処できる力を育むこと。
- ④いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め，家庭，地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

(3) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには，早期発見が不可欠である。そのため，教職員はもとより，生徒や保護者，地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し，いじめの早期発見に努めることが重要である。

また，法第23条を踏まえ，教職員や保護者等は，生徒からいじめに関わる相談を受け，その事実があると思われるときは，可能な限り早い段階で適切な措置を講じる必要がある。

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することや、いじめをしたとされる生徒に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

2 いじめ防止のための基本的な施策

(1) 基本的な取組

①いじめの未然防止のための取組

- ア 年度の重点の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。特に、道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ウ 生徒が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む生徒会活動の充実を図る。

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等（法第16条）

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象のいじめアンケート調査（月2回）
- ・生徒対象の教育相談による調査（5月、10月）
- ・保護者対象のいじめアンケート調査（7月、12月）

イ いじめ相談体制

- ・生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員等との連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

- ・いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

※ 児童等の筆箱が壊されたとき、単なる破損と見るか、背景に重大ないじめがあり、そのいじめの一面の行為として見るかでは、大きな違いが生じる。いじめは氷山の一角であり、どこまできめ細かに掘り下げていくかが重要になる。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

①名称

法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「南魚沼市立六日町中学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

②委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当職員、生徒会担当、養護教諭、適応担当、教育相談員、S C

※各学年主任も適宜、委員会に入り、情報共有をし、対応の検討にあたる。

③委員会の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動等に関わる情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時は、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

④委員会の取組

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

イ いじめの未然防止に関すること（啓発活動等）。

ウ いじめの発生時の対応に関すること。

エ 生徒指導部会は、週1回の定例会を行い、いじめ発生時は緊急に委員会を開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ①いじめに係る相談・報告を受けた場合は、速やかに事実を確認し、生徒指導主事に報告する。
- ②当該情報を基に、委員会としての対応策を協議し、全教職員の共通理解を図る。
- ③いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④いじめを受けた生徒の保護者に対して家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
- ⑤いじめを行った生徒に対して、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育むよう、指導するとともに、その保護者に対して学校との連携を継続し、保護者としての責任を継続的に果たすよう、助言する。
- ⑥いじめを見ていた、あるいは認知していた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう、指導する。
- ⑦いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧その他の生徒に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨いじめに関係する生徒及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消（発声から3か月経過し、かつ、保護者または本人から直接、現在は何もないことを確認する）と再発防止を図る。
- ⑩犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性疾患を発症した場合等を想定する。）
- ②いじめにより、在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③その他、南魚沼市教育委員会が重大と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が南魚沼市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

①学校が調査主体となった場合

ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応

南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で校長は、「いじめの結果ではない」、あるいは、「重大事態とはいえない」と軽率な判断をせず、大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。